

20.7.24
12-18

通 告 書

平成 2 5 年 7 月 2 2 日

岡山県井原市井原町 1 8 1 - 5

井原医師会 御中

岡山市北区富田町 2 丁目 1 3 番 1 2 号
コートサイドビル 6 階 吉野法律事務所
丹羽国泰代理人

弁 護 士 吉 野 夏 己

T E L (0 8 6) 2 0 1 - 3 4 4 1

F A X (0 8 6) 2 3 1 - 0 2 3 3

前 略

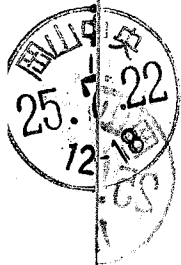
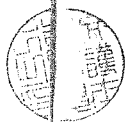
当職は、丹羽国泰氏の代理人として、貴会
に対し、次のとおり請求いたします。

貴会の名前と責任の下で開設されているホ
ームページ (<http://www.ibaraisika.or.jp/index.html>) 内の「コラムとツール」「これが正論だ!!」の第 3 2 話として、鳥越恵治
郎氏執筆による「この 1 年岡山県医師会に代
議員として出向し経験してきたこと」を掲載
しています (以下「本文章」といいます。)
。しかしながら、本文章には、重要な事柄に

ついて誤った事実が含まれ、丹羽国泰氏の名譽を著しく毀損する内容が含まれています。そもそも本文章の元原稿は、鳥越氏が岡山県医師会報に掲載を求めたところ、内容の適正さから掲載を拒否されたものとほぼ同一であり、また、鳥越氏の「u j o - r i j i M L」への書込み（「県医師会報一ボツになった投稿（井原医師会長 鳥越恵治郎）」）では、丹羽氏のことを「ヒトラーら匹敵するほどの独裁者／モンスター」「脅迫を重ねるモンスターの横暴な独断専行」などと書き込み、本文章にはさすがにそのような文言は削除されていますが、これら書込みと一体として悪意に満ちたものであり、丹羽氏の社会的評価を損なう内容となっています。このような文書を貴会開設のホームページに掲載することは、法的には丹羽国泰氏の名譽を著しく毀損することになりますし、公益的団体としての貴会の見識が疑われる問題であると考えます。

具体的に問題と考えられる箇所は下記のとおりです。

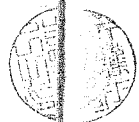
①「新医師会館建設用地問題」は、駅元町建設計画見直しを唱えて当選した丹羽会長（当時）が多数の支持者の民意及び会内手続に従って処理したもので、「この後通常では考



えられない事態が出来た」というのは、推進派であった鳥越氏の一方的偏見による誤った事実認識に基づくものです。また、「丹羽会長を含めた執行部の数人と代議員数十人（賛同者27名）が定款27条を誤用し、……代議員会を利用する形」とあり

ますが、「誤用」ではなく「適用」、「利用する形」ではなく「手続に基づき開催し」の間違いです。これら誤った事実は、何ら瑕疵がないにもかかわらず、丹羽氏など執行部が会内手続に違反したとの誤解を世間に与えることとなります。さらに、下伊福西町の土地購入案件についても、手続に基づき議案提出があったため処理したものであり、誰が会長であっても処理すべき事項であり、会内民主主義の結果であり、「この経費放蕩をしての大騒ぎは一体何だったのであろうか」という事態ではありません。むしろ、本文書を公にする方が、「県医師会執行部を信頼するには程遠い状況」、「全国の医師会に無様な姿を披瀝」することになってしまいます。

②「公益法人移行に際しての新定款をめぐる問題」についても、個人的に「筆者にとって大きな迷惑」であったとしても、医師会として必要性に基づき、会内手続に従い行われたものにすぎません。



③ 「代議員定数改定案」について、備中ブロック内の諮問委員会の選定過程の「不透明性」を書かれています。平成25年2月3日開催の「平成24年度第2回郡市地区医師会長協議会」において、鳥越氏の質問に対しての丹羽会長の答弁のとおり、「ブロック内でのお話」であり、県医師会が関与している問題ではないことは十分に承知しておきながら、再度、丹羽会長の責任と結びつけるかのような記述は誤っています。

④ 「会館建設の遅れ」について、推進派の鳥越氏からすれば「遅れ」ということになるのかもしれませんが、これも「民主的に理事会を運用」した結果にすぎません。また、駅元町建設地の下水管問題、代議員定数問題などの優先案件を抱えていたことも理由の一つであり、決して、「この1年何もせず臨時代議員会を使ってごちゃごちゃと攪乱しただけの為体の責任は十分重い」という状況ではありません。

以上のとおり、本文書は鳥越氏の悪意・誤解に基づくものであり、丹羽国泰氏の名誉を著しく毀損するものであります。また、医師会の運営上の問題は医師会内の民主主義の観点から解決されるべき問題であり、原則として執行部の批判は会内において自由になされ

るべきものですが、悪意・偏見に基づく事実認識を前提に、いたずらに会内対立を煽り、あたかも岡山県医師会内部に不適正な運営がなされたような誤解を公に与えるものであり、極めて不適切な文章となっています。

つきましては、通告人丹羽国泰氏は貴会に対し、本書面到達から1ヶ月以内に、上記のような無責任な本文書を至急貴会が開設するホームページから削除するよう申し入れます。また、今後、二度とこのような他人の名誉を毀損するような文書を掲載しないよう厳重なチェック体制を整えるよう申し入れます。

なお、貴会において、誠意あるご対応をおとりいただけない場合には、極めて遺憾ながら、しかるべき法的措置をとらざるを得ないこととなりますことを念のため申し添えます。

草々

この郵便物は平成25年7月22日第 43111 号書留内容
証明郵便物として差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社



郵便認証司

平成25年7月22日